

# 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(平成一八年六月七日法律第五七号)

## 一、提案理由(平成一八年三月一七日・衆議院環境委員会)

小池国務大臣 ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。このため、平成六年三月に発効した気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき平成九年十二月に採択された、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が、昨年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一步を踏み出しました。

我が国は、温室効果ガスの総排出量を、平成二十年から平成二十四年までの期間に、平成二年度と比較して六%削減するとの京都議定書に基づく約束を達成するため、昨年四月に京都議定書目標達成計画を閣議決定いたしました。同計画においては、国内の産業部門、運輸部門、民生部門その他の部門における温室効果ガスの排出削減対策及び森林管理等の国内の吸収源対策を徹底して行うことはもとより、これらに加え、国内対策を補完するものとして、他国における温室効果ガス排出削減量を算定割り当て量として自国の約束達成に利用できる京都メカニズムを活用することとしております。諸外国においても、京都メカニズムの活用のための国内制度づくりが進められており、平成十八年度中にはそれらの国が排出削減量を取得し始める見込みであります。

このような状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定め、かつ、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割り当て量口座簿を法制化する必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加いたします。

第二に、京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加いたします。

第三に、環境大臣及び経済産業大臣が割り当て量口座簿を作成し、当該口座簿上で、政府及び国内の法人の算定割り当て量の取得、保有及び移転を行うこととするほか、算定割り当て量の移転について、割り当て量口座簿上の記録をもって当該移転の効力発生要件とするなど、算定割り当て量の取引の安全が確保されるよう規定を整備いたします。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院環境委員長報告(平成一八年五月九日)

木村隆秀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、同議定書及びこれに基づく国際的な決定を踏まえ、算定割り当て量の取得、保有及び移転を行うための割り当て量口座簿の作成等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十五日日本委員会に付託され、同月十七日に小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日から質疑に入り、四月二十八日に質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一八年四月二八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 京都議定書の削減約束を達成するため、京都議定書目標達成計画に掲げられた国内対策を着実に実施し、国内の温室効果ガスの排出の削減に最大限努めること。
- 二 国内対策に努力してもなお生ずる差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得に万全を期すこと。また、クレジット取得のための予算措置を適切に行うこと。
- 三 クレジット取得のためのプロジェクトの実施並びにクレジット取得に当たっては、当該事業実施地の生態系、自然環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること。
- 四 京都議定書目標達成計画に掲げられた国内対策の実施に当たっては、国民や事業者などすべての主体が地球温暖化対策を自らの課題として認識し、対策に取り組むよう普及啓発活動をより広範かつ積極的に展開すること。
- 五 平成二十年から同議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、排出削減の実効性を高める上で考慮されるべき選択肢として、環境税及び国内排出量取引制度の在り方について総合的に検討を進めること。
- 六 地球温暖化対策を進めるに当たっては、地球温暖化対策は今後とも引き続き長期にわたって行うべきものであることを踏まえ、省エネ型住宅の普及、公共交通機関の利用促進、省CO<sub>2</sub>型のまちづくりなど社会ストックに関する対策を総合的に進めること。
- 七 脱温暖化社会の構築に向け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの転換を促すための施策を早急に検討し、可能なものから順次実施すること。
- 八 世界最大の温室効果ガス排出国である米国等の先進国に対し、同議定書への参加を

強く働きかけるとともに、すべての国が参加し、かつ実効性のある国際的枠組の構築に向け、積極的にリーダーシップを発揮すること。

### 三、参議院環境委員長報告（平成一八年五月三一日）

福山哲郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、京都議定書に基づく温室効果ガスの六％削減約束の達成に向けて、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化しようとするものであります。

委員会におきましては、六％削減約束の達成の可能性、温室効果ガス削減の中長期目標設定の必要性、持続可能な開発への貢献を重視した京都メカニズム活用の推進、京都メカニズムへのODA活用の是非、京都議定書以降の枠組み構築に向けての対処方針等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

#### 附帯決議（平成一八年五月三〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、京都議定書の削減約束の達成に向けては、国内における温室効果ガスの排出削減が基本であり、京都メカニズムは国内対策に対して補足的に活用されるべきものであることを改めて確認し、京都議定書目標達成計画における京都メカニズム活用の目標「一・六％」をできるだけ上回ることはないよう、国内対策に最大限の努力を行うこと。
- 二、気候変動枠組条約の究極の目標達成に向けては、温室効果ガスの大幅な排出削減が必要とされていることを踏まえ、国内における温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減に向けた対策の目安となる中長期目標を早期に定めること。
- 三、本法第八条第二項第八号に基づき、京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を定めるに当たっては、クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）及びグリーン投資スキーム（GIS）のプロジェクトによるクレジット取得に最大限努力すること。
- 四、CDM等の活用に関し、クレジット取得のためのプロジェクトの実施並びにクレジット取得に当たっては、当該プロジェクトの実施地における自然環境、地域住民等への配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること。
- 五、政府がクレジットを取得するに際し、その透明性、公正性の確保が図られ、リスク

の低減に資するよう、情報を適切に公表することとし、割当量口座簿、特に国及びクレジット取得実施機関の管理口座に係る情報は、原則として公開とすること。

六、CDMへの政府開発援助（ODA）の活用に当たっては、京都議定書に基づく国際的な決定により禁止されているODAの流用との疑念を招くことのないよう、基本的な考え方を明確に示し、適切な運用を徹底すること。

七、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、温室効果ガスの排出状況及び平成二十年には京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、関係府省の参加の下、そのあるべき姿について総合的に検討を進めること。

八、米国などの大量排出国で批准していない政府に対し、引き続き京都議定書への参加を強く働きかけていくこと。また、二〇一三年以降の枠組みについては、京都議定書などのこれまでの共通基盤と経験を踏まえ、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有できるものとなるよう、積極的に国際的なリーダーシップを発揮すること。

右決議する。